測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第１項の規定により、佐賀市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和８年 11 月２日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　作業種類　公共測量（ＭＭＳによる画像データ・レーザ点群データ計測）

２　作業期間　令和８年 10 月 23 日から令和９年３月 22 日まで

３　作業地域　佐賀市の一部